

保育所保育士による児童虐待の発見と通告に関する実態調査

笠原正洋¹⁾ 加藤和生²⁾

Can Nursery Teachers Properly Identify and, as Mandated, Report Suspected Parental Child Abuse?

Masahiro Kasahara¹⁾ Kazuo Kato²⁾
(2010年11月26日受理)

問題と目的

虐待を受けた子どもが児童相談所へ通告される件数は平成2年の報告以来、常に増加している。しかし、現実には、虐待を判断する側の知識の問題など様々な原因により、虐待被害を受けた多くの人が通告されないままになっている(加藤・大黒・笠原・後藤, 2003)。加藤ら(2003)は、児童相談所によって特定されていないが、過去に児童虐待被害を受けた大人や現在受けている子どもを潜在的児童虐待被害者(児)(略して、潜在群)と呼んだ。そして、潜在群は、専門機関によって児童虐待被害者であると特定された顕在的児童虐待被害者(児)(略して、顕在群)と比べても、同程度の不適応状態を示すことがあることを明らかにした(Kato, 2002; 加藤ら, 2003)。このような事実をふまえ、今後の研究は、潜在群に適切なケアをいち早く提供するために、いかに彼らを早期に発見するかが課題になると主張した。

この課題を遂行していく上で、非常に重要な立場にあるのが保育所や保育園(これ以降、保育所と表記)に勤務する保育士である。保育士は、被虐待の早期発見、早期対応という観点からすると、日々の保育において、子どもや保護者(養育者、これ以降、親と表記)を直接観察でき、変化に気づきやすい立場にある。実際、「児童虐待の防止等に関わる法律」第5条においても児童福祉施設の職員である保育士は、早期発見の努力義務を課せられている。また改訂された保育所保育指針においても児童虐待の発見と通告の義務が明記された。これらは、保育士が虐待の予防と対応にも積極的に取り組むよう社会から期待されていることを示している。

しかし、保育所においては、保育士が被虐待の早期発見という役割を果たす上で、何らかの理由から、まだ十分に貢献できていない可能性がある。たとえば、笠原・加藤(2004)は、保育士152名を対象に、虐待の早期発見と早期対応のプロセスを提示し、不安の程度とその内容を調査した。その結果、次のことが明らかになった。保育士は、通告する場面や通告直後の場面よりも、虐待とつつけの区別がつかないまま保育している場面や被虐待と特定された子どもを保育する場面において、有意に高い不安を示していた。特に親への対応に強い不安を感じていた。不安内容の質的分析からも、通告後の親からの反発を予期して怖れを感じ、親への対応や子どもの保育に自信を持っていないまま苦慮している状況が示された。このことは、現実には、保育士自身が早期発見および通告という役割を遂行する上で、様々な不安を抱えており、実際には通告にまで至っていない可能性があることを示唆している。そのため、保育所には被虐待児が多く潜在化しやすくなると考えられる。

では、保育所には潜在化した子ども(潜在群)がどれくらい存在しているのだろうか。そのような観点から実態の把握を試みた研究として、下泉(2001)が挙げられる。彼は、保育所における被虐待児や虐待ハイリスク児を、全園児の1.48%(平成9年度64,594名中953名)、1.54%(平成10年度67,148名中1,033名)と報告した。しかし、この調査では、以下のような測定方法(教示文)を用いたため、保育所にいる被虐待児の正確な実態を把握しているとは考えにくい。その教示文とは、次の通りである。

『育児や親子関係に問題があり、家庭への援

助・指導が必要と思われた園児（児童虐待にあたる子ども《被虐待児》、または保育所では児童虐待とは判断できないが、育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われた園児《虐待ハイリスク児》）』

この教示文には、次の3つの問題がある。(1)被虐待児と虐待ハイリスク児という言葉を用いて区別はしているが、分析ではその人数を明確に区別し、報告していない。(2)《被虐待児》の人数を問う教示では、専門機関に通告した子ども（顕在群）か、それとも通告しないまま保育所で潜在化している子どもかを識別できない。というのは、冒頭で述べたように、保育所の重要な役割の一つが潜在化する子どもを早期に発見することであるならば、これらを明確に区別して検討しなければならないからである。(3)《虐待ハイリスク児》の人数を回答させる教示では、次の(ア)～(ウ)の3群の子どもが識別できない。すなわち、(ア)虐待かもしれないが、確証をもてないというレベルの潜在群の子ども、(イ)保育士によって「被虐待児ではない」と認識された子どもだが、現実には被虐待児である可能性が強い子ども、(ウ)虐待されているのではなく、単に育児が困難な子ども（たとえば、孤立している、または育児不安の強い親の子ども）である。

ここで(イ)の子どもについて、詳細に述べる。このような子どもは、たとえば、保育士が、「親は虐待しているのではなく、子育てが苦手なだけだ」というように歪曲してとらえ、「被虐待児」とみなすことに抵抗があるような子どもである。したがって、被虐待の客観的な徴候やサインが子どもに認められたとしても、保育士からは「被虐待児」と認識されにくい場合、特に潜在化しやすい子どもであると考えられる。本研究では、(イ)の子どもを潜在的被虐待ハイリスク群（略して、潜在ハイリスク群）、(ウ)の子どもを被虐待以外の育児困難群（略して、育児困難群）と呼び、この(イ)と(ウ)を区別して人数を把握することを試みた。

具体的には、(イ)潜在ハイリスク群の子どもを、以下のように操作的に定義する。まず、下泉と同じ教示文を用いて、育児困難であると判断される子どもを同定する。次に、それらの子どもを、あえて被虐待の種類を示す選択肢から選ばせる。これにより、「被虐待」という名称で判断することには抵抗があるが、子どもの示す状態やサインを読みとって被虐待に近いと判断される(イ)潜在ハイリスク群の子ども

を取り出そうというのである。それに対して、育児困難であると判断されるが、被虐待の種類を示す選択肢では選ばれなかった子どもを(ウ)育児困難群とする。

そこで、以上をふまえて、本研究では、保育所にどれくらいの数の潜在群、顕在群、潜在ハイリスク群、育児困難群の子どもがいるのかの実態を明らかにすることを目的とする。

方法

1. 調査対象者と保育士によって評価された子ども

(1) 調査対象者

A市の保育所23園のうち回答のあった20園（回収率87.0%）の保育士152名（平均保育経験年数16年10ヶ月）、B市保育所連盟に加盟する47保育所のうち42園（89.4%）の保育士290名（12年3ヶ月）、C市保育所連盟に加盟する14保育所のうち9園（64.3%）の保育士82名（11年3ヶ月）、合計524名の保育士たちである（全体の回収率84.5%）。

(2) 調査対象者によって評価された子ども

調査対象者によって評価された子どもの総数は、7,628名である。

2. 実態把握を試みる子どもの定義と説明

上述の4群（顕在、潜在、潜在ハイリスク、育児困難）およびその下位群の定義と説明は、以下の通りである。

(1) 顕在群

顕在群とは、児童相談所などの専門機関によって「被虐待児」として対応がなされた子どもである。それは、以下の6つの下位群からなる。

①受入群（専門機関から保育を依頼された子ども）：以前には保育所に在籍していなかったが、専門機関から在宅支援の一環として保育を依頼され、通園するようになった子ども

次に、保育所が被虐待の事実を発見し専門機関に通告した結果、以下の②～⑤の措置がなされた子ども：

②施設保護群（施設に保護された子ども）

③連携対応群（専門機関と連携しながら保育所で対応することになった子ども）

④事実なし群（専門機関から、虐待の事実はないと判断された子ども）^{脚注1}

⑤その他（②～④に該当しない子ども）

脚注1 ここに回答された子どもは、被虐待と認定されていないので分析の際には顕在群から除外する。

さらに、保育士が、被虐待の事実気づけない、あるいは親の育児行為がおかしいとは気づいてはいても虐待であるとは判断できないで通告しなかったところ、園外の人から通告された子ども：

⑥園外からの通告群

(2) 潜在群

潜在群とは、まだ専門機関に通告されていないため、専門機関が把握していない被虐待（その疑いも含む）の子どもである。この群の子どもは、被虐待か否かという判断の確からしさから、以下の2つの下位群に分けられる。

⑦明らかに被虐待と考えられる子ども

⑧被虐待か否か判断に迷う子ども

(3) 潜在ハイリスク群および育児困難群

⑨育児困難（①～⑧以外の子ども）：育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われる子ども。問題において述べたように、この群はさらに以下の2群に分けられる。

⑨a 潜在的被虐待ハイリスク群：保育士は被虐待ではないと判断しているが、被虐待の可能性が高い子ども

⑨b 被虐待以外の育児困難群：被虐待とは関係なく、子育て不安が強い親の子どもや特別な発達上のケアを要する子ども

3. 調査票の構成

調査票は、次のことを尋ねる質問から成り立っていた。

(1) フェイスシート

①回答者の属性（性別、年齢、保育士資格の有無、最終学歴、保育経験年数、職位）。

②勤務する保育所の属性（地区、設置主体、届け出定員）。

(2) 担当したクラスの属性

評価対象となったクラスの子どもの年齢、性別、人数。

(3) 子どもの実態

以下の教示文のもとに、①～⑨の子どもを明確に区別して回答させた。

教示文「あなたが、今年度の4月～〇月〇〇日（調査票受取時点）の間に、担任をした園児全員（途中転・退園した子どもを含む）の中に、次の①～⑨にあてはまる子どもがいましたか。あてはまる子どもがいる場合には、それらの子どもひとりずつにアルファベット記号（順にA, B, C, , ,）をつけて、①～⑨の欄に書きこんでください。一つの欄に、2人以上を書い

てもかまいません。」

なお、顕在群の⑤（その他）と⑥（園外からの通告群）に該当する子どもがいる場合には、その具体的な内容を記述させた。

(4) 子どもが受けている虐待の種類

(4)潜在ハイリスク群（保育士が、「被虐待」というラベルづけをすることに抵抗をもっている子どもの中で、虐待のサインがあると見なしている子ども）の人数を把握するために、以下の質問をさらに行った。すなわち、(3)で回答されたすべての子どもに対して、疑われる被虐待の種類を、「1. 身体的虐待、2. ネグレクト、3. 心理的虐待、4. 性的虐待、5. 重複、6. わからない」の中から選択させた。重複の場合は、重複している被虐待の種類をすべて列記させた。なお、「6. わからない」と回答された子どもは(4)育児困難群と操作的に定義した。

4. 調査用紙の配布および回収手続き

具体的な実施手続きは、以下の通りである。

①関係団体からの調査実施許可取得（調査趣旨の説明および調査実施の許可の取得）。

②各保育所への調査票の郵送。

③所（園）長から保育士への調査票の配布（保育士が、保育所の子どもを重複して評価しないように、また評価されない子どもが出ないように、クラス担任の保育士に確実に配付してもらえよう、配布手続きを詳細に説明する文書を添付）。

④保育士による調査票への回答。

⑤保育士による調査票の提出（提出用封筒を用いて、特定の期日までに所（園）長へ提出するよう依頼）。

⑥所（園）長による調査票の返送（宛名印刷済み、郵送料不要の返送用封筒を用いて、設定された期日までに返送するよう依頼）。

結果

1. 保育所で見いだされた被虐待児の出現率

本研究の目的は、4つの群、すなわち潜在群、顕在群、潜在ハイリスク群、育児困難群の出現率を示すことであった。①～⑨の子どもの人数を、年齢クラス別に集計した（表1）。その結果、顕在群（専門機関に何らかの形で被虐待と特定された子ども）は18名（0.24%）、潜在群（保育士に「被虐待」を疑われたが、まだ通告されていない子ども）は37名（0.49%）、潜在ハイリスク群（被虐待とラベルづけされていなかったが被虐待のサインが認められた子ども）は50名（0.66%）となった。こ

表1. 保育所における実態

担当クラス	園児数	保育園が専門機関に通告した結果					①~⑥		⑦~⑧		⑨a	⑨b	
		①	②	③	④	⑤	⑥	計	⑦	⑧			計
0歳児	545	1		1				2		1	1	3	2
1歳児	987					1		1		4	4	3	1
2歳児	1439					1		1	2	4	6	8	11
0~2歳児	346											1	
3歳児	1432	1	1	1	1	1		5	1	4	5	13	5
4歳児	1285	2		2			1	5		5	5	13	12
5歳児	1255	1	1					2	3	12	15	8	4
3~5歳児	339	1					1	2		1	1	1	2
計	7628	6	2	4		3	3	18	6	31	37	50	37
								(0.24%)			(0.49%)	(0.66%)	(0.49%)

顕在群：①受入、②施設保護、③連携対応、④事実なし、⑤その他、⑥園外通告

潜在群：⑦明らかに虐待、⑧判断に迷い

潜在ハイリスク群：⑨a、 育児困難群：⑨b

これらの3群をあわせた105名（1.38%）の子どもが、程度の差はあるが、被虐待児と見なされた子どもである。よって、これらの子どもには虐待問題に特化した保育（対応）が必要であると考えられる（浜谷，2002）。それに対して、育児困難群は37名（0.49%）であった。このような子どもに対しては、その育児困難に特化した別の対応が求められることになる。

2. 保育士が早期発見し通告した子どもはどれくらいいるのか

上述の結果から、被虐待を疑われながらも専門機関に通告されずにいる潜在群と潜在ハイリスク群の子どもが、87名（1.14%）いることがわかった。このことは、保育士が早期発見や通告という役割をまだ十分に遂行できていない可能性があることを示唆する。そこで、保育士が早期発見し通告した子どもが、純粋にどれくらいいるのかを分析した。

保育士が早期発見や通告の役割を適切に遂行したと言えるのは、顕在群の中の②施設保護群2名と③連携対応群4名である。なお、⑤「その他」に回答された子どもが3名いたので、その内容を自由記述欄から詳細に調べ、再集計した。その結果にもとづき再分類したところ、②施設保護群が3名、③連携対応群が6名となった。この②と③の合計9名（0.12%）が、保育所が第一発見者となり通告した人数といえる。それは、在籍するすべての被虐待児105名のなかの8.57%である。

3. 保育所が通告できなかった子どもはどれくらいいるのか

次に、専門機関に通告されないままになった子

どもは、純粋にどれくらいいるのだろうか。それは、顕在群の⑥園外からの通告群の3名、潜在群（⑦⑧）の37名、潜在ハイリスク群（⑨a）の50名、合計90名（1.18%）である。これは、保育所に在籍する被虐待児105名のうちの85.7%にあたる。このような子どもたちが保育所において潜在化していた可能性がある。

児童福祉施設の職員である保育士は、「児童虐待の防止等に関する法律」第5条にもとづき、通告の遅れによる子どもの深刻な被害をなくすために、「児童虐待を発見した者は、速やかに通告しなければならない」とされている。そして、「児童虐待に係る通告」（第6条の2, 7条）には、通告者には、守秘義務違反にはならないことや通告者に対する配慮の規定がある。この趣旨は、児童福祉においては、“疑わしきは罰せず”ではなく“疑わしきは、まず守る（行動を起こす）”ことにある（奥山，2001）。しかし、保育所においては、この役割を十分に果たせていない現状があると推測される。

4. なぜ通告ができなかったのか：虐待についての保育士の知識の偏りや欠如

保育士は、子どもが受けている特定の種類の虐待については、「虐待ではない」と判断してはいないだろうか。このことは、保育士の知識の偏りや欠如などと大きく関連していると考えられる。そこで、この点を検討するために、まず、群ごとに、どのような種類の虐待であると判断されたのかを検討した（表2～表4）。

顕在群（表2）ではネグレクトが多い（38.89%）。それに対して、潜在群（表3）では多重性虐待（Higgins & McCabe, 2000; 笠原・加藤，2003; 大

表2. 顕在群が受けた虐待の種類

	身体	ネグレクト	心理	性	多重	不明	計	備考
0歳児		2					2	
1歳児	1						1	
2歳児						1	1	
0～2歳児							0	
3歳児	1	2	1		1		5	(1,2,3)
4歳児		2			2	1	5	(1,3),(1,2,3)
5歳児		1				1	2	
3～5歳児					1	1	2	(1,2)
計	2	7	1		4	4	18	
顕在群全体に占める割合	11.11%	38.89%	5.56%		22.22%	22.22%		

注：備考欄には多重虐待の種類を記入。

1：身体的虐待 2：ネグレクト 3：心理的虐待 4：性的虐待

例：(1,2)…身体的虐待+ネグレクト

表3. 潜在群が受けた虐待の種類

	身体	ネグレクト	心理	性	多重	不明	計	備考
0歳児		1					1	
1歳児	2				2		4	(1,2),(1,3)
2歳児		1	1		4		6	(1,2),(1,3)×3
0～2歳児							0	
3歳児	1		1		2	1	5	(1,2),(1,3)
4歳児	1	1			3		5	(1,2),(1,3),(1,2,3)
5歳児	6	1	2		5	1	15	(1,3)×3,(1,2,3),(2,3)
3～5歳児					1		1	(2,3)
計	10	4	4		17	2	37	
潜在群全体に占める割合	27.03%	10.81%	10.81%		45.95%	5.41%		

注：備考欄には多重虐待の種類を記入。

1：身体的虐待 2：ネグレクト 3：心理的虐待 4：性的虐待

例：(1,2)…身体的虐待+ネグレクト

表4. 潜在ハイリスク群が受けた虐待の種類

	身体	ネグレクト	心理	性	多重	不明	計	備考
0歳児		3					3	
1歳児		2	1				3	
2歳児	2	5	1				8	
0～2歳児					1		1	(1,3)
3歳児	2	2	5		4		13	(1,2)×2,(1,3)×2
4歳児	2	5	4		2		13	(1,3)×2
5歳児	1	2	5				8	
3～5歳児					1		1	(1,2)
計	7	19	16		8	0	50	
潜在ハイリスク群全体に占める割合	14.00%	38.00%	32.00%		16.00%			

注：備考欄には多重虐待の種類を記入。

1：身体的虐待 2：ネグレクト 3：心理的虐待 4：性的虐待

例：(1,2)…身体的虐待+ネグレクト

黒・加藤, 2000, 20001) を受けた子どもが17名 (45.95%) と非常に多い。また潜在群では, 単一性の身体的虐待を受けた子どもが10名 (27.03%) と多い。さらに, 心理的虐待も顕在群よりも多いようである。実際, 多重性虐待被害の子どもの重複内容を見ると (表4の備考欄に記載), 身体的虐待とネグレクトが重複している子どもが4名, 身体的虐待と心理的虐待の重複の子どもが9名, 身体的虐待とネグレクトと心理的虐待の重複とネグレクトと心理的虐待の重複がそれぞれ2名というように, 身体的虐待と心理的虐待を経験している子どもが多かった。

一方, 潜在ハイリスク群 (表4) は, 潜在群 (表3) に比べて, 多重性虐待が少なく, 単一性のネグレクトや心理的虐待が多い。この群でのネグレクトや心理的虐待は, 虐待と見なされていないようである。それは保育士の記述した次のような事例から読み取れる。

保育士1: 当園には虐待を受けている子どもはいないが, 育児放棄に近いと思うような子どもはいる。そのような子どもの親はだいたい孤立している人や, 親の意識が薄い人が多いと思う。

保育士2: 明らかに虐待だと思ふもの (身体的な虐待) でなく, 子どもをかまっていあげない, 保育所にまかせっぱなしの親が増えてきた気がする (母親がきれいな身なりをしていても, 子どもの洋服は汚れている)。

以上より, 潜在群や潜在ハイリスク群では, 保育士が子どもやその養育者を判断するとき, 子どもの身体に加えられた暴力のみを「虐待」と認識し, 身体的虐待を伴わない単一性のネグレクトや心理的虐待を「虐待」と認識していない傾向があるのかもしれない。そのため, 保育士はこれらの虐待のサインをみても「育児が苦手なだけで, 虐待ではない」と考えしまい, その結果, 早期発見や通告が遅れることになる可能性がある。

考 察

(1) 保育所における被虐待児の出現率

本研究の目的は, 顕在群, 潜在群, 潜在ハイリスク群, 育児困難群の4群を明確に識別した上で保育所での被虐待児の実態を明らかにすることであった。本研究から, 少なくとも以下の3点が明らかになった。①調査時点で, 専門機関に通告されないままになっている子どもの出現率は1.14%であった。②園外の人から通告されたが, 保育所が通告してい

なかった子どもを含めると, 1.18%の子どもが保育所において潜在化していた。また, ③程度の差はあるが, 虐待を受けている子どもの出現率が1.38%であった。これらの結果は, 下泉 (2001) の報告, 1.48%, 1.54%よりも若干低い。しかし, 下泉の結果には, 本調査研究での育児困難群の子どもが0.49%含まれている。そのため, 本研究結果の方が, 保育所における被虐待児の実態をより詳細かつ正確に把握していると考えられよう。

(2) 虐待の通告を遅らせるその他の要因

虐待の通告を遅らせる他の要因には, ①保育所内の連携の問題, ②保育所内での虐待対策の不備, ③専門機関との連携の問題, ④予期不安 (通告先への不信, 親の反発への恐れ, 子どもへの憐れみ) などがある (詳細については, 笠原ら (2004) を参照)。

これら以外にも, 本研究では, 保育士の親への積極的な関わりが, かえって虐待の通告を遅らせてしまうことを物語る事例報告が得られている。それは, 顕在群の⑥園外からの通告群の事例である。

事例 (3歳児クラス女児): 親が, 子どもへひどい接し方や態度をとっていることは知っていた。親に, 子どもへの関わり方を伝えたが親はなかなか変化しなかった。その間に, 部外者がみかねて通報した。

以上あげたこれらの複数の要因の中で, どの要因の影響がもっとも大きいのか, またどのようなメカニズムで通告の判断を遅らせるのか。これらについての早急の解明が必要であろう。

(3) 今後の課題

今後, 潜在化している「被虐待児」を発見するシステム, しかもより精度の高いシステムを構築しなければならない。この課題を達成するには, 少なくとも次の2つのアプローチが考えられる。

そのひとつは, 本研究のように「被虐待児」を検出する方法を吟味していくことである。「虐待ではない」と保育士に判断された子どもの中にも, 被虐待児が存在している。このような子どもを見落とさないためにも, 被虐待の行動や身体・心理面に現れるサインの有無や頻度を第三者である保育士に評定・回答させるといった, より客観的な査定方法を取り入れていかなければならない。

もう一つのアプローチは, 上述の通告を遅らせる原因を解明し, それを保育士への研修教育や保育所内の発見・通告システムの整備に活用することである。このような2つのアプローチから, 潜在化する被虐待児を早期に発見するという課題に取り組んでいかなければならない。

引用文献

- 浜谷直人. (2002). 虐待・ネグレクトを受けた子どもの行動と保育. *人文学報*, 327, 25-45.
- Higgins, D. J., & McCabe, M. P. (2000). Relationship between different types of maltreatment during childhood and adjustment in adulthood. *Child Maltreatment*, 5, 261-272.
- 笠原正洋・加藤和生. (2003). 多重性児童虐待尺度の妥当性の検討および対人行動面との関連. *教育心理学会第45回総会発表論文集*, 359.
- 笠原正洋・加藤和生. (2004). 親による園児虐待問題への対応に対する保育所保育士の抱える不安と園の対策の実態. *中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要*, 36, 33-42.
- Kato, K. (2002). Multiple types of child-abuse experiences and psychological adjustment in Japan (interdependent culture). *Poster presented at the 14th Annual Meeting of American Psychological Society*, New Orleans, USA, 6/6-9.
- 加藤和生・大黒 剛・笠原正洋・後藤晶子. (2003). 潜在的虐待被害者の実態. *教育心理学会第45回総会発表論文集*, 80-81.
- 奥山真起子. (2001). *医師のための虐待対応の手引き* (福岡版). ふくおか・こどもの虐待防止センター.
- 大黒 剛・加藤和生. (2000). 潜在的に存在する被虐待児だった成人—児童虐待の実態調査. *九州心理学会第61回大会発表論文集*, 69.
- 大黒 剛・加藤和生. (2001). 潜在的に存在する被虐待児だった成人 (2) —多重虐待質問紙を用いた児童虐待被害者の実態調査. *九州心理学会第62回大会発表論文集*, 48.
- 下泉秀夫. (2001). 児童虐待における保育所 (園) の役割と関係機関のネットワーク. *子どもの虐待とネグレクト*, 3, 282-293.

付 記

調査実施にご理解、ご協力いただきました関係諸団体、保育士の皆さまにたいへん感謝致します。この研究は、基盤研究 (B2) 「潜在的被虐待被害」の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究 (研究代表者、加藤和生、平成13年度～15年度) により行われました。